

栃木県土地家屋調査士会

個人情報の保護に関する規則

平成 17 年 7 月 6 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 この規則は、栃木県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が取り扱う個人情報の重要性にかんがみ、個人情報の保護のために実施すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する「開示等対象個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより犯罪の予防鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (5) 6ヶ月以内に消去することとなるもの

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報の利用目的の特定)

第 3 条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。

2 本会がいったん特定した目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(取得に際しての原則)

第 4 条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

2 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

3 本会は、前項の規定にかかわらず、直接本人から書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

4 本会が、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は

公表するものとする。

5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者等の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的による制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(データ内容の正確性の確保)

第6条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第7条 本会は、個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

(安全管理措置の見直し)

第8条 本会は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

(個人情報保護管理者の設置)

第9条 本会は、個人データの取扱いに関する責任者（以下「個人情報保護管理者」という。）を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

(従業者の監督及び教育等)

第10条 本会は、安全管理措置その他の個人データの適正な取扱いの確保のため、従業者に対し、必要かつ適切な監督及び教育等を行うものとする。

(個人データの委託に伴う措置)

第11条 本会が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項

(2) 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項

(3) 委託された個人データの再委託に関する事項

(4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(第三者提供の制限)

第12条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、第5条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(開示等対象個人データに関する事項の公表等)

第13条 本会は、開示等対象個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 本会の名称

(2) すべての開示等対象個人データの利用目的（第4条第5項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第18条第5項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 本会が行う開示等対象個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本会は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される開示等対象個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第4条第5項第1号から第3号までに該当する場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第14条 本会は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データについて開示（当該本人が識別される開示等対象個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該開示等対象個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 本会は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される開示等対象個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の開示等対象個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第15条 本会は、本人から当該本人が識別される開示等対象個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該開示等対象個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第16条 本会は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データが第4条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第5条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該開示等対象個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該開示等対象個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該開示等対象個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本会は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該開示等対象個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該開示等対象

個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該開示等対象個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本会は、前2項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第17条 本会は、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第18条 本会は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 開示等の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法

(4) 手数料を徴収する場合はその徴収方法

2 本会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる開示等対象個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、開示等対象個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 本会は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 本会は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。

5 本会は、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情及び問い合わせ等の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(漏えいが発生した場合の措置)

第20条 本会は、個人情報の漏えいが発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

(個人情報保護方針の策定、公表)

第21条 本会は、個人情報の保護に関する方針を定め、公表するものとする。

(運用規程)

第22条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

個人情報開示等の請求書

平成 年 月 日

栃木県土地家屋調査士会 殿

(請求者)

〒 ー

住所

氏名

連絡先(電話番号) ー ー

栃木県土地家屋調査士会個人情報保護に関する規則第14条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等を請求します。

利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等請求する個人情報の記録の名称又は内容	(個人情報の名称等の事項をできるだけ具体的に記入してください。)
開示の実施の方法(該当する番号を○で囲んだ上で、□にレ印を付けてください。)	1. 文書、図画又は写真： <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2. マイクロフィルム以外のフィルム： <input type="checkbox"/> 視聴 3. マイクロフィルム： <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 4. 電磁的記録： <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器による視聴 <input type="checkbox"/> 専用機器による聴取 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付
※ 電磁的記録につきましては、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。	
利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等の請求理由	※ 個人情報内容の特定のため、この欄の記入にもご協力ください。
代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。	
代理人の氏名及び住所 請求者との関係	住所： 氏名： 電話番号： <input type="checkbox"/> 未成年者又は成年被後見人 <input type="checkbox"/> 病気その他やむを得ない理由
(注) 1. 請求の際は、請求者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証等)を提示してください。 2. 法定代理人による場合は、代理人自身であることを証明する書類のほか、請求者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提示してください。 3. 任意代理人による場合は、代理人自身であることを証明する書類のほか、委任状を提示してください。	
請求者及び代理人の本人確認欄	1. 運転免許証 2. 旅券 3. 健康保険被保険者証 4. その他()
代理人確認欄	1. 戸籍謄本 2. 住民票 3. 委任状 4. その他()
処理状況	1. 即時 (<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 文書) 2. 後 受付

栃木県土地家屋調査士会 個人情報の保護に関する方針

(プライバシー・ポリシー)

栃木県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2 個人情報の利用について

- ・本会は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。
- ・本会は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取扱いを三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

3 個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

4 個人情報の管理について

- ・本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。
- ・本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- ・本会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

5 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。

なお、本会の個人情報の取扱いについて、ご意見又はご質問があるときは、本会個人情報相談窓口までご連絡願います。

6 組織・体制

- ・本会は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の適正な管理を実施します。
- ・本会は、本会の従業者に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての教育等を行い、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

7 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

本会は、この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本方針及び「栃木県土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則」その他の規定等を含む。）を策定し、これを本会の従業者その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善します。

平成17年2月25日制定

栃木県土地家屋調査士会

会長 加賀谷 朋彦

栃木県土地家屋調査士会 個人情報の保護に関する運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用規程は、栃木県土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則第22条の規定に基づき運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

本会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者
（職員、理事、監事、派遣従業員等を含む）

(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

本会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査及び見直しを含む本会内のしくみのすべて

(5) 個人情報保護管理者

会長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(6) 監査責任者

会長より任命された者であつて、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

(7) 利用

本会内において個人情報を処理すること

(8) 提供

本会以外の者に、本会の保有する個人情報を利用可能にすること

(適用範囲)

第3条 本規程は、本会の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従つて、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第5条 やむを得ない場合を除き特定の機微な個人情報を取得してはならない。

(取得の手続)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属及び連絡先
- (2) 個人情報の取得及び利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨
- (5) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (6) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第3号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が浸害されるおそれのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報とは、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第12条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第14条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保責管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

第7章 個人情報の開示・訂正・利用序止・消去

(自己情報に関する権利)

第17条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領

者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令、本会規則等に基づく場合は、この限りでない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続)

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第20条 会長は、理事の中から個人情報管理者1名を任命し、本会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(教育)

第21条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(作業責任者)

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

(監査)

第23条 会長は、監査責任者を任命し、本会内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

2 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。

3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、会長に対して報告を行うものとする。

4 会長は、本会内における個人情報の管理につき個人情報コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。

5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を請じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。

6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、会長及び個人情報保護管理者に対して報告す

るものとする。

(報告義務及び罰則)

第24条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業者は、就業規則等の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

第25条 会長は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第10章 雑則

(改廃等の見直し)

第26条 会長は、監査報告書及びその他の情勢などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃をし、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則への委任)

第27条 個人情報保護管理者は、本規程の運用のために必要な運用細則を定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

栃木県土地家屋調査士会 個人情報の取扱運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用細則は、本会が有する個人情報の具体的な取扱い方法等を定め、本会プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）及び本会個人情報の保護に関する規則、本会個人情報の保護に関する運用規程を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムに基づく適切な個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、個人情報保護法並びに本会個人情報の保護に関する規則、本会個人情報の保護に関する運用規程に定めるところによる。

第2章 個人情報の取得・入力

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第3条 本会の目的を達成させる為に特に必要がある場合を除き、以下の各号に掲げる特定の機微な個人情報を取得してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活

(取得の手続)

第4条 個人情報を取得する場合は、取得作業の責任者は、事前に、所定の「個人情報取得届出書」に、取得する個人情報の内容、利用目的、取得態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を受けるものとする。

2 取得作業の責任者は、業務上の必要に応じて、取得作業の担当者を選任し、取得作業の任にあたらせることができる。

3 取得作業の責任者は、ID 及びパスワードによる認証又は生体認証等により、取得作業の担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第5条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、取得作業の責任者は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を、所定の様式により通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先
- (2) 個人情報の取得及び利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組

職の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無

(4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨

(5) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び、当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

(6) 個人情報の開示を求める権利並びに開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、及び当該権利を行使するための具体的な手続

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、取得作業の責任者は、前条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を、所定の様式により通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第3号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合

(2) 個人情報の取扱いを委託される場合

(3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

(個人情報の取扱いを委託される場合の措置)

第7条 第三者より個人情報の提供を受ける場合は、受託作業の責任者は、事前に、所定の「個人情報受託届出書」に、委託元である第三者、個人情報の内容、利用目的、受託作業の内容等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 委託元である第三者との間においては、所定の書式に従い、契約書を取り交わすものとする。

(入力の手続)

第8条 個人情報を入力する場合は、入力作業責任者は、事前に、所定の「個人情報入力届出書」に、入力する個人情報の内容、利用目的、入力態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 入力作業責任者は、業務上の必要に応じて、入力作業担当者を選任し、入力作業の任にあたらせることができる。

3 入力作業責任者は、ID及びパスワードによる認証又は生体認証等により、入力作業担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。

4 個人情報の入力に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、セキュリティの確保された室内に設置された所定の端末においてのみ作業を行い、上記端末へのアクセス記録を一定期間保存するなど適切な方法をとるものとする。

第3章 個人情報の移送・送信

(移送・送信の手続)

第9条 個人情報を移送又は送信する場合は、移送・送信作業責任者は、事前に、所定の「個人情報移送・送信届出書」に、移送又は送信する個人情報の内容、利用目的、移送・送信態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 移送・送信作業責任者は、業務上の必要に応じて、移送・送信作業担当者を選任し、移送・送信作業の任にあたらせることができる。

- 3 移送・送信作業責任者は、ID 及びパスワードによる認証又は生体認証等により、移送・送信作業担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。
- 4 個人情報の移送又は送信に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、データを暗号化し、又は、暗号鍵やパスワードを用いるなど適切な方法をとるものとする。

第4章 個人情報の利用・加工

(個人情報の利用又は加工の原則)

- 第10条 個人情報を利用又は加工する場合は、利用・加工作業責任者は、事前に、所定の「個人情報利用・加工届出書」に、利用又は加工する個人情報の内容、利用目的、利用・加工態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 2 利用・加工作業責任者は、業務上の必要に応じて、利用・加工作業担当者を選任し、利用・加工作業の任にあたらせることができる。
 - 3 利用・加工作業責任者は、ID 及びパスワードによる認証又は生体認証等により、利用・加工作業担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。
 - 4 個人情報の利用・加工に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、データを暗号化し、又は、暗号鍵やパスワードを用いるなど適切な方法をとるものとする。

(個人情報の目的外利用)

- 第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第5条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を所定の様式により本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、利用作業責任者は、事前に、所定の「個人情報目的外利用届出書」に、個人情報の内容、従前の利用目的、新たな利用目的、利用態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

- 第12条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、共同利用作業責任者は、事前に、所定の「個人情報共同利用届出書」に、個人情報の内容、共同利用する第三者、利用目的、共同利用態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

- 第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

- 第14条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、提供作業責任者は、事前に、第5条第1号ないし第4号及び第6

号に掲げる事項を所定の様式により通知し、本人の同意を得るものとする。

- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合、提供作業責任者は、所定の「個人情報第三者提供届出書」に、提供先である第三者、個人情報の内容、利用目的、提供態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の安全管理対策)

- 第15条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。
- 2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。
 - 3 個人情報の保存されている端末には、生体認証、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
 - 4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。
 - 5 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。

(個人情報の保管・バックアップ)

- 第16条 個人情報を保管又はバックアップする場合は、保管作業責任者は、事前に、所定の「個人情報保管届出書」に、保管又はバックアップする個人情報の内容、利用目的、保管態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 2 保管作業責任者は、業務上の必要に応じて、保管作業担当者を選任し、保管・バックアップ作業の任にあたらせることができる。
 - 3 保管作業責任者は、ID及びパスワードによる認証又は生体認証等により、保管作業担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。
 - 4 個人情報の保管に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、データを暗号化し、又は、暗号鍵やパスワードを用いるなど適切な方法をとるものとする。

第7章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

- 第17条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、所定の様式により、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。
 - 3 前項に基づき訂正又は削除を行う場合には、事前に、所定の「個人情報訂正等届出書」に、本人、個

人情報の内容、訂正の内容等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、前項に基づく個人情報の訂正等の記録を合理的な期間保管するものとする。
(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。
ただし、法令等に基づく場合は、この限りでない。

- 2 前項に基づき利用又は第三者提供を停止する場合には、事前に、所定の「個人情報利用停止等届出書」に、本人、個人情報の内容、利用の停止等の内容を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 3 個人情報保護管理者は、前項に基づく個人情報の利用停止等の記録を合理的な期間保管するものとする。

第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続)

第19条 個人情報を消去又は廃棄する場合は、消去・廃棄作業責任者は、事前に、所定の「個人情報消去・廃棄届出書」に、消去又は廃棄する個人情報の内容、利用目的、消去・廃棄態様等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 消去・廃棄作業責任者は、業務上の必要に応じて、消去・廃棄作業担当者を選任し、消去・廃棄作業の任にあたらせることができる。
- 3 消去・廃棄作業責任者は、ID 及びパスワードによる認証又は生体認証等により、消去・廃棄作業担当者を適切に識別する方法を備えなければならない。
- 4 個人情報の消去又は廃棄に際しては、個人情報の外部流出等を防止するため、記録媒体を物理的に破壊するなど適切な方法をとるものとする。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第20条 個人情報保護管理者は、会長の指示並びに本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(教育)

第21条 個人情報保護管理者は、継続的かつ定期的に、各部門に応じた適切な教育・訓練を行うものとする。

(監査)

第22条 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。

(報告義務及び罰則)

第23条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

第24条 相談窓口は、個人情報及び個人情報保護コンプライアンスプログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第10章 雑則

(見直し)

第25条 会長は、監査報告書及びその他の経営環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本運用細則の改廃を、個人情報保護管理者に指示して見直しするものとする。

(様式)

第26条 個人情報保護管理者は、本細則に定める各届出書等の様式を作成するものとする。

附則

この運用細則は、平成17年4月1日から施行する。